# 経済産業大臣政務官 大 串 正 樹 様

# 国の施策等に関する提案・要望書

(平成29年7月)

# 鳥取県自治体代表者会議 鳥取県地方分権推進連盟

鳥取県 知 事 神 神 治 久 彦 島 取 県 議 長 会 長 深 澤 周 陽 県 市 長 会 長 高 取 県 市 議 会議 長 会 長 高 取 県 町 村 会 長 森 安 島 取 県 町 村 議 会議 長 会 長 川 上

#### 日EU・EPA大枠合意に対する支援について

#### 《提案・要望の内容》

- ○大枠合意となった日EU・EPA交渉について、商工業分野を中心に中小企業の輸出拡大 を促進する絶好の機会となる期待感がある。今後、国においては、詳細な合意内容につい て速やかに情報を明らかにし、各県単位で説明会を開催すること。また、想定される影響 について国の責任において対策を講じること。
- 〇中小企業の海外展開については、言語、市場動向、商習慣、取引先企業、法令規則などの 面で情報やノウハウが不足するなどの問題があることから、これらをサポートし中小企業 の輸出拡大に着実につながるよう海外展開支援体制を強化すること。

#### <参考:鳥取県の取組>

#### 1 「国際経済変動対策チーム」について

日EU・EPA交渉やTPPの動向などの国際情勢の変化を捉えつつ、「県内企業の需要獲得のための海外展開支援と農林水産業の競争力強化」「グローバルバリューチェーンにおける鳥取県のポテンシャル向上」を目指し、本年度庁内に対策チームを立ち上げ。

専門家・有識者を交えて情報収集、企業への影響等分析を行いながら、本県としての対応を検討。 【構成員】県、商工団体、金融機関、損害保険会社、ジェトロ、農林水産業団体等

#### 2 国際経済変動対策支援事業について

国際経済変動により影響を受ける県内企業を経営面・資金面で支援

# 県内企業支援

#### 国際経済変動対策支援事業補助金

海外戦略見直し・再構築のために行う調査・検討 経費を助成(12か月、2/3、上限300万円)

地域経済変動対策資金 (国際経済変動対策枠)

海外戦略見直し・再構築のための資 金を低利 (年1.43%)で融資

# 新専門家サポートチーム編成

専門コンサルタント、金融機関、損害保険会社、 貿易支援機関の専門家が、販路拡大、仕様変更、 サプライチェーン再構築、リスクマネジメント等を 情報提供・助言

## 各社の課題に対応可能な チームを設置



#### <参考:県内企業の声>

- ○直接展開はないが、全体としては良い話だと認識。国内メーカーの欧州販売が伸びることで当社 の製品も間接的に増えることを期待。(自動車部品関連企業)
- ○今後、欧州向けの直接取引の可能性があるので、期待している。自動車業界にとっては、好意的 に捉えている。 (自動車部品関連企業)
- ○日欧EPAで為替相場に良い影響が出ればよいと思う。影響は現段階では特にはないが、関税が 安くなるようならメリットが出てくるかも。 (農機具卸売業者)
- ○国内市場は飲酒世代が高齢化し、若者が飲酒しない傾向にあるため危機感がある。海外市場を開拓していかないといけないと考えている。 (酒造メーカー)

#### 中小企業のロシア展開に対する支援の充実について

#### 《提案・要望の内容》

- 本県は、これまで積極的にロシア極東地域とのビジネス創出に向けた取り組みを行っており、廃棄物処理及び食品分野等で具体的な成果もあらわれている。今後更に、中小企業のロシア極東地域への展開を促進するため、以下について要望する。
  - ・地方の実状もヒアリングしながら、日露間で取組む優先分野を示してロシア極東地域のマスタープランを作成し、「ALL JAPAN」にて国が主導してマッチング支援を実施すること。
  - ・また、地方が実施するミッション派遣、商談会・見本市開催について、国も積極 的に関与し、国のプラットフォーム事業同様に取り組むこと。
- ◆鳥取県のロシア極東地域における新規ビジネス創出に向けた取組
  - ●平成29年4月10日、鳥取県内にて、鳥取県及びロシア沿海地方知事の立会いの下、 民間企業間で覚書に署名
  - (1) 廃棄物処理分野における事業可能性の検証に関する覚書 【三光(株)(境港市)、アバトレード社(ウラジオストク市)、プリムテクノポリス (ウラジオストク市)】
  - (2)使用済み紙おむつの処理機器の販売に関する協力の覚書 【(株)スーパー・フェイズ(伯耆町)、北海道総合商事(株)(札幌市) アバトレード社】
  - (3) 廃ガラスの処理・再利用のための設備に関する協力の覚書 【(株)鳥取再資源化研究所(北栄町)、プリムテクノポリス】
  - (4) DBSクルーズフェリー等を利用した旅行商品造成の協力のための覚書 【(株)一畑トラベルサービス(松江市)、DBSクルーズジャパン、フレガトアエロ (ウラジオストク市)、SUMOTORI社(ウラジオストク市)】
  - ●「鳥取県産品によるレストランフェアinウラジオストク」の開催
    - ・平成28年3月及び8月に実施。ウラジオストクにおけるレストラン22店舗において 鳥取県内企業6社8品目の商材を活用し販路拡大を行った。







鳥取県食材による特別メニュー



DBS フェリーの荷役(ウラジオストク)

#### 鳥取県ウラジオストクビジネス サポートセンターの概要

・北海道総合商事(株)に運営委託) (場所:ウラジオストク市役所正面。 「フレッシュプラザ」10階)

・マッチング支援、情報受発信等を実施



センター入居ビル外観



センター内の鳥取県PRコーナー

## 原子力発電所の安全対策について【経済産業省】

#### 《提案・要望の内容》

I 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

#### 【再稼働について】

○再稼働の判断に当たっては、地方それぞれの事情に基づくプロセスにより、 安全を第一義として、立地と同等に本県等周辺地域の意見を聞き慎重に判断 するとともに、国や電力事業者の責任体制を明確にした上で、国が責任を持 って再稼働の安全と必要性を住民に説明すること。

#### 【周辺地域の意見を反映する仕組みについて】

〇原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映 される法的な仕組みを整備すること。その中で同意を求める範囲等、周辺自 治体の位置づけを明らかにすること。

#### 【中国電力に対する指導について】

- 〇中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう審査及び指導すること。
- 〇中国電力に対して、安全協定を立地自治体と同じ内容に迅速に見直すよう、 また再稼働及び廃止に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対 応するよう指導を行うこと。

#### 【汚染水対策について】

〇島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること (汚染水が発生しないよう万全な安全対策、地下水の流入対策、万が一における流出対策)。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。

#### Ⅱ 周辺地域における防災対策の強化について

#### 【原子力防災対策の強化について】

〇UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様 の原子力防災対策が求められている。この経費については、本来は国の責任 において財源措置が行われるべきであるが、適切な措置が実現しないため、 県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にとっては不合理であ る。

本県の原子力防災対策を充実させるため、原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

#### Ⅲ 島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について

- 〇使用済燃料及び新燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の 再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立って体制の確立に取り組むこ と。
- 〇原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、 発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよ

- う体制の確立に向け、取組を加速させること。
- 〇中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう指導すること。
- 〇中国電力に対し、廃止措置の実施状況等について、地域住民、鳥取県、米子 市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。
- 〇中国電力に対し、廃止措置の各段階に係る一連の手続きに際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。
- 〇原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される 法的な仕組みを検討し、整備すること。
- 〇原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

#### く参考>

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17km。 UPZ(30km圏内)では境港市と米子市の一部が対象となる。



# 島根原子力発電所の現状

区分	1号機	2号機	3号機
営業運転開始	昭和49年3月	平成元年2月 (定期検査中)	平成24年3月(当初予定) <b>(建設中)</b>
新規制基準申請等	平成27年4月30日 営業運転終了 廃止措置計画認可 平成29年4月19日	適合性確認申請 平成25年12月25日	申請準備中
電気出力	46万KW	82万KW	137.3万K₩
原子炉形式	沸騰水型(BWR)	沸騰水型(BWR)	改良沸騰水型(ABWR)
燃料集合体数	400体	560体	872体
制御棒本数	97本	137本	205本
主 防 波 壁	完了済(15m)		
なフィルタ付ベント	=	平成29年度完了予定	平成30年度完了予定
対		対応済	対応済
┃状  免 震 重 要 棟	is <del>in</del>	平成26年10月31日建設工事完了	
況 緊急時対策所	-	平成29	4年度完了予定

### 工業用水道施設の更新・耐震化に伴う補助制度の拡充等について

#### 《提案・要望の内容》

- 〇再整備を行う経常赤字事業者へ配慮した採択基準を追加 (補助率の嵩上げ等) すること。
- ○従前どおり採択事業期間の継続を認めるとともに必要な予算を確保すること。
- 〇再整備及び施設運営におけるPPP/PFI手法(コンセッション方式等)導入の検討等に対して必要な支援を講じること。
  - ※地域の社会インフラとして産業経済に寄与している日野川工業用水道は、整備後約50年経過し今後施設の更新・耐震化が必要となっているが、厳しい財務状況であり、財源確保が大きな課題となっている。
  - ※工業用水道事業者の約3割が経常赤字で約半数は積立金が無いため、運営権者が誰であれ工業用水 道事業費補助金交付要綱で策定を求められている実施可能な更新・耐震化計画の策定が困難なた め、補助金を有効に活用出来ていない。
  - ※施設更新は単年度での実施は困難で、複数年にわたる事業計画とする必要がある。
  - ※工業用水道事業へのPFI (コンセッション方式) 導入実績の事例はなく、導入可能性調査やアドバイザリー業務等に多額の経費等が必要となり、特に経営赤字事業体には負担が大きい。

#### く参考>

#### 【日野川工業用水道の概要】

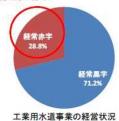
·給水開始年月:昭和43年4月 ·給 水 先:83事業所

・給水能力: 77, 000m³/日 ・契約水量: 28,400m³/日

#### 1-3. 需要の推移と工業用水道事業者の財務状況

○受水先での回収水率の高まりや、地域における大規模工場の縮小・撤退が進む中、工業用水の需要は漸減傾向。また、工業用水道事業者の財務は、約3割が経常赤字、約半分で積立金が無い状況。

#### 約3割が赤字



#### 工業用水道事業者の財務状況等



工業用水道事業の未処分利益剰余金の状況



引益剰余金の状況 工業用水道事業が現立金の状況 (出典:工業用水道事業法第23条に基づ(事業報告費より経済産業省作成(平成26年度末時点))

2-2. 補助金における新たな採択の考え方

○ 第5回で取りまとめた「今後の施策展開」における補助制度の見直しの方向性を踏まえ、平成28年4月に「工業用水道事業費補助金交付要綱」を改正するなどの対応を行った。

第5回工業用水道政策小委員会資料(抜粋) [補助金制度の見直し]

#### 見直しの方向性への対応状況

	従前	改正後	
	事業期間の延長を認めていた。	事業期間の延長は原則として行わない。	
改築事業の採択基準 【補助金交付要綱改正】 (平成28年4月1日)	工業用水道を改築する事業にあっては、工期が10年以下であり、かつ、補助対象総事業費が20億円以上のものであること。	工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針などに基づく更新・耐震化計画を策定し、それを実施するものであること。【規模要件の撤廃】	
採択事業期間	10年以下(継続を認めていた)	<u>1</u> 年	
(参考) 採択件数結果	予算額約22億円に対し <u>21</u> 件(27年度)	予算額約22億円に対し <u>33</u> 件(28年度)	
外部有識者委員会 —		工業用水道事業費補助事業審査委員会の設置 事業者の更新・耐震化計画の策定および経営改善の 取組などの複数の視点で総合的に評価して選定する。	